

安全方針

- ①私達は、お客様の安全を第一に
考えた運転に徹します。
- ②私達は、交通ルールを遵守した
運転を心掛けます。
- ③私達は、安全の向上に継続的に
取組み、日々改善して行きます。
- ④私達は、安全運転を通じて顧客
満足度の向上を図ります。

■令和 4 年度 安全目標

<目標>

①事故件数を 10 件以下とする。

※乗車前・乗車後点検の徹底

②重大事故発生 0 件を目指す。

3. 令和4年度 運輸安全マネジメントの結果公表

<令和4年度目標>

- ①事故件数10件以内を達成する。
- ②重大事故発生0件を目指す。

<達成状況>

- ①板金塗装を伴う接触事故は8件であり目標を達成した。
- ②報告関連事故は発生せず目標を達成した。

※しかし、コロナ禍の影響で稼働率が激減したため目標達成は必然の事と考える。

4. 令和5年度安全方針

- ①事故件数を10件以下とする。
- ②重大事故発生0件を目指す。

5. 具体的計画

- ①デジタコ・ドライバーズレコーダーを有効活用し、個別指導を強化する。
- ②スケジュールに沿った安全研修を実施し、安全運転教育を強化する。
- ③点呼時のチェックを強化し、健康面等の面前確認を確実に実施する。
- ④ヒヤリハット報告を毎月義務化し情報収集と分析結果の還元を図る。

6. 安全に関するコミュニケーションの方法

- ①定期的な社長による朝礼の実施

- ②毎月の安全研修の実施
- ③スマートフォンの利活用により情報の共有化の推進
- ④定例の社内運行管理部門と現業部門のミーティングの実施

7. 安全に対するその他の取組重点事項

- ①運行管理部門による法令を順守した点呼の徹底
- ②運行管理者の外部研修への積極的参加と指示能力の強化。
- ③点呼時の乗務員の健康状況を把握するためにコミュニケーションを強化する
- ④乗務員の外部ドライビングスクールへの参加。
- ⑤早期業務のスケジューリングにより乗務員の精神的負担の軽減に努める。

以上

■令和4年度 安全目標の取組管理表

承認日	令和5年4月4日
承認者	村松 久史 
作成日	令和5年4月3日
作成者	村井 秀彦 

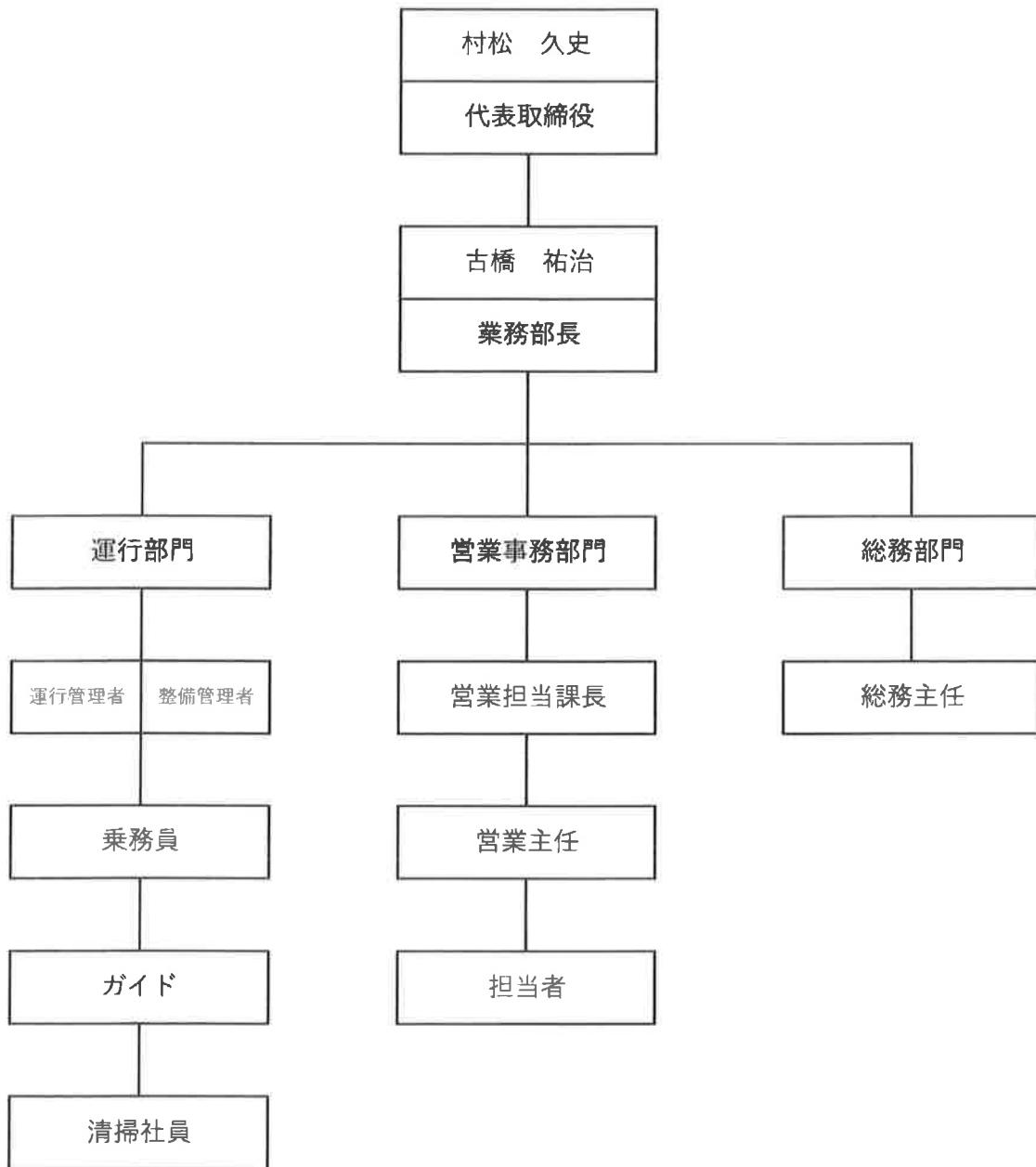
<安全目標>

- ①「事故件数を10件以下とする」
- ②「重大事故の発生0件を目指す」

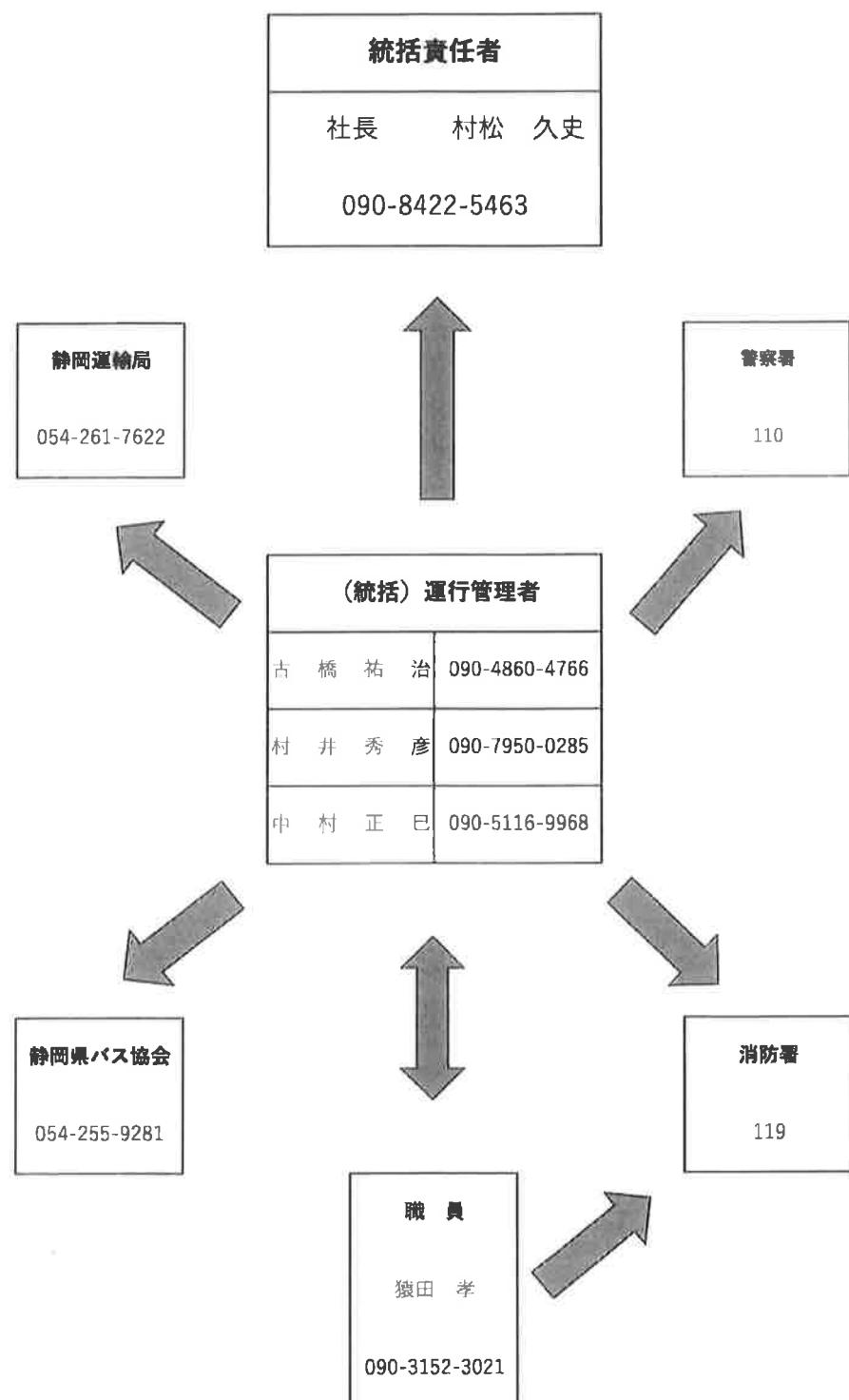
項目	担当者	年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
1 事故報告書件数	中村・村井	令和4年	1	1	1	1	0	0	0	3	0	1	0	0	8
		令和3年	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	3
		前年比	1	1	1	1	0	0	0	3	-1	1	0	-2	5
2 重大事故発生件数	中村・村井	令和4年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		令和3年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		前年比	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3 ヒヤリハット報告件数	中村・村井	令和4年	1	2	0	3	1	2	3	0	0	0	0	1	13
		令和3年	3	2	2	2	1	0	1	1	1	0	1	1	15
		前年比	-2	0	-2	1	0	2	2	-1	-1	0	-1	0	-2
4 月次検証	村井		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

■組織体制・指揮命令系統図

令和4年度



事故・重大事故発生時の連絡体系図



※ 人身事故の場合は消防署（119番）を優先に連絡する事

■内部監査報告書

監査員

猿田



1.資料確認及び現場状況確認実施

期 間 令和5年2月15日～2月17日

対象者 運行管理者（中村・村井）

<運行管理関係>

対象資料	結果	監査員コメント
乗務員台帳	○	問題なし
運行管理者選任届出書	○	問題なし
運行管理者手帳	○	問題なし
点呼記録簿	○	問題なし
運行指示書	○	問題なし
適性診断受診結果	○	問題なし
事故記録簿	○	問題なし
乗務記録	○	問題なし
運行管理規定	○	問題なし
運行管理者資格者証	○	問題なし
乗務員服務規程	○	問題なし
教育年間計画	○	問題なし
乗務員教育記録簿	○	問題なし

対象者 整備管理責任者（中村）

<整備管理関係>

対象資料	結果	監査員コメント
整備管理規定	○	問題なし
整備管理者研修修了書	○	問題なし
日常点検表	○	問題なし
点検整備記録簿	○	問題なし
整備管理者選任届出書	○	問題なし
日常点検基準	○	問題なし
定期点検基準	○	問題なし
定期点検整備実施計画書	○	問題なし

対象者 古橋業務部長

<安全運転マネジメント関係>

対象資料	結果	監査員コメント
安全 管理 規定	○	問題なし
安全統括管理者届出書	○	問題なし
組織災害緊急連絡体制図	○	問題なし
安全情報の公表	○	問題なし
マネジメント実施状況	○	年間計画に基づきPDCAサイクルに沿った活動ができている。

< 総務関連 >

対象資料	結果	監査員コメント
就業規則	○	問題なし
36協定	○	問題なし
健康診断記録簿	○	定期的に実施される。再検診の指導も徹底されている。
全車両の保険証券	○	問題なし
労災保険加入台帳	○	問題なし
雇用保険加入台帳	○	問題なし
健康保険加入台帳	○	問題なし
厚生年金加入台帳	○	問題なし
運送引受書	○	問題なし
苦情記録簿	○	問題なし
車両台帳・車検証	○	問題なし

■令和4年度研修スケジュール

令和4年4月1日作成

項 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 事業用自動車を運転する場合の心構え	○											
2 事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するため に遵守すべき基本事項	○											
3 事業用自動車の構造上の特性	○											
4 乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項 (服務規程)	○											
5 旅客が乗降する時の安全を確保するために留意すべき事項 (服務規程)	○											
6 主として運航する路線もしくは経路または営業区域における道路および交通の状況	点呼時 個別指導											
7 危険予測および回避						○						
8 運転者の運転適性に応じた安全運転（適性診断 個別）						○						
9 交通事故に関する運転者の生理的および心理的要因および これらへの対処方法						○						
10 健康管理の重要性（健康診断）			○			○			○			
11 異常気象時における対処方法									○			○
12 非常用信号用具、非常口、消火器の取扱い												○
13 安全性の向上を図るための装置を備えた貸切バスの適切な 運転方法												○
14 ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に 応じた安全運転	個別指導 DVD											

安全管理規程

クト観光株式会社

目次

総則

- 第一章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
第二章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程(以下「本規程」という。)は、道路運送法(以下「法」という。)第22条の2第2項及び旅客自動車運送事業運輸規則第47条の4の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の一般貸切旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が、事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan Do Check Act)を確実に実施し、安全対策を不斷に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- 三 輪送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- 四 輪送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- 五 輪送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全を確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- 一 安全統括管理者
- 二 運行管理者
- 三 整備管理者
- 四 その他必要な責任者

- 2 業務部長(次長)は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所長を統括し、指導監督を行う。
- 3 営業所長は、業務部長(次長)の命を受け、輸送の安全確保に関し、営業所内を統括し指導監督を行う。
- 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - 一 國土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められたとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。

- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、隨時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法 (輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則(昭和二十六年運輸省令第百四号)に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる

- 2 悪質な法令違反により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりもさらに高度の安全の確保のために措置を講じる。

(情報の公開)

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全のため講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、安全統括管理者に係る情報について、毎事業年度の経過後100日以内に外部に対し公表する。

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録の保存期間は5年間とする。

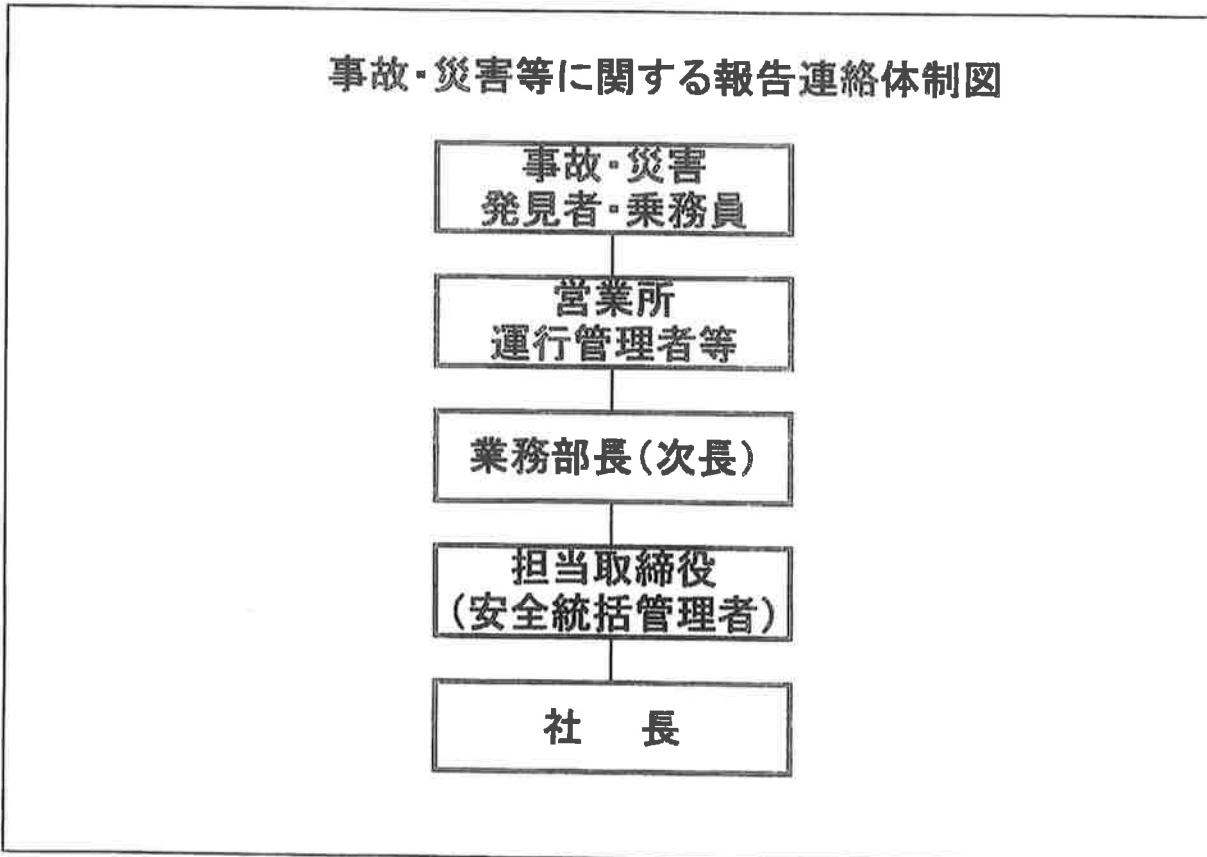
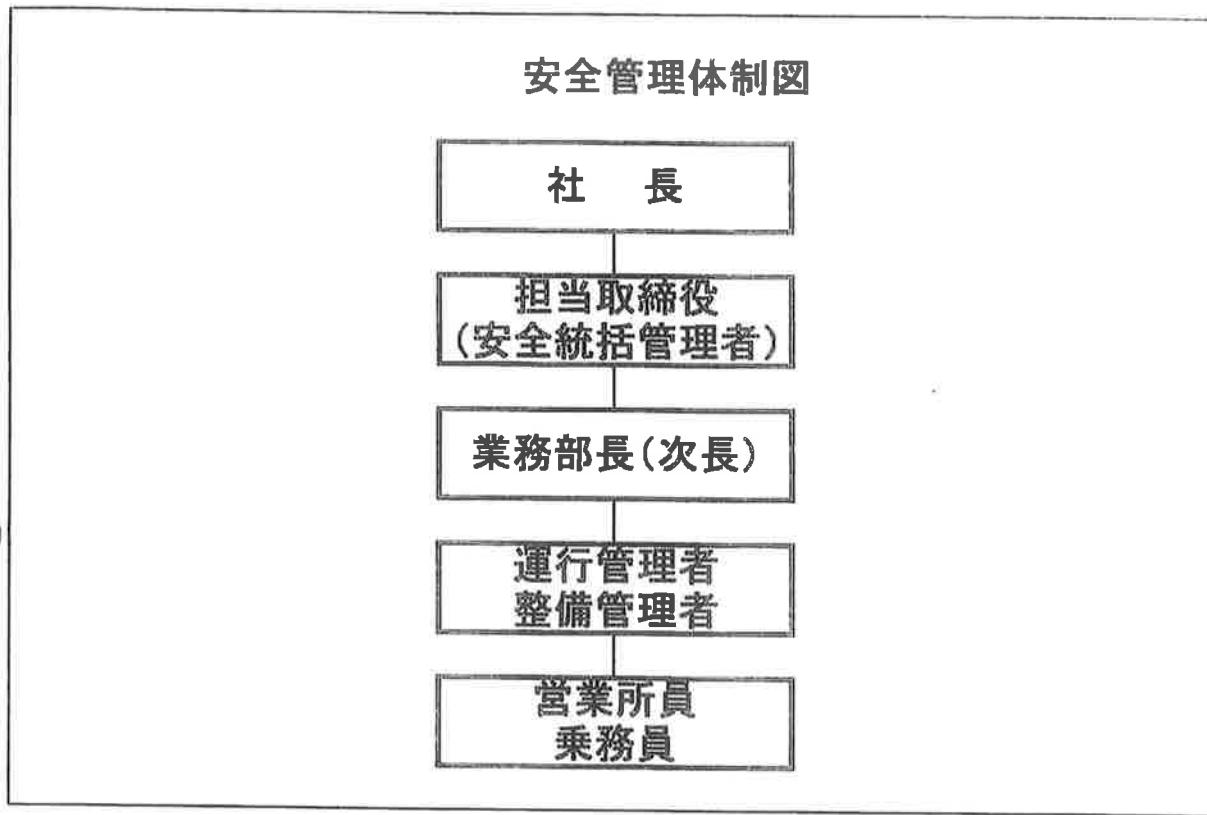
平成25年10月1日

制定

平成25年10月1日

実施

輸送の安全に係る情報の伝達体制その他組織体制



平成29年8月7日

中部運輸局長 石澤龍彦殿
(国土交通大臣 石井啓一殿)

住 所 浜松市東区下石田町 1038-1
名 称 アクト観光株式会社
代表取締役 村松 融



安全統括管理者選任届出書

このたび、安全統括管理者を選任したので、道路運送法第22条の2第5項及び旅客自動車運送事業運輸規則第47条の6の規定に基づいて下記のとおり届け出いたします。

記

1 住 所 浜松市東区下石田町 1038-1

名 称 アクト観光株式会社

代表者 代表取締役 村松 融

2 選任した安全統括管理者の氏名及び生年月日

村松 久史 昭和43年5月17日

3 選任した年月日

平成29年8月7日

添付書類 選任した安全統括管理者が事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあること及び旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を備えることを証する書類



次の者は当社の役員であり、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、かつ、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5の要件を備える者であることを証します。

住 所 浜松市東区下石田町1038-1
名 称 アクト観光株式会社
代表者 代表取締役 村松 融



選任した安全統括管理者： 村松 久史

社内での役職 : 専務取締役

安全統括管理者に選任した村松 久史は次の業務に通算して三年以上従事の経験を有しています。

- | | |
|---|--|
| | イ. 事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務 |
| | ロ. 事業用自動車の点検及び整備の管理に関する業務 |
| ○ | ハ. イ又はロに掲げる業務その他の輸送の安全の確保に関する業務を管理する業務 |

(該当するものに○をつける)

部署	主な業務	在職期間
本社営業所	専務取締役	平成24年5月25日～現在に至る
		～